

警固断層に着目した建築物の耐震対策（条例化）について

（福岡市建築基準法施行条例の改正）

1. 趣旨

福岡市は、警固断層帯南東部に着目し、長期的な視点に立って耐震性能を強化した建築物の建築を誘導するため、警固断層帯南東部に近い一定の区域において、これから新しく建築される中高層の建築物についての耐震性能を強化し、建築物の安全性を高めていただくよう、福岡市建築基準法施行条例の一部を改正しました。（平成20年10月1日より施行）

2. 背景

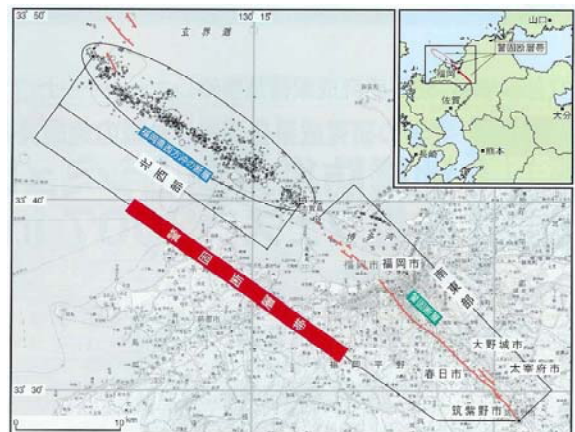
平成19年3月地震調査研究推進本部地震調査委員会（事務局：文部科学省）が警固断層帯に関する長期評価を発表しました。

それによると、警固断層帯南東部で地震が今後30年以内に発生する確率は、0.3～6%で、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになります。

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震の影響により、警固断層帯南東部の活動を促進する可能性もあるといわれています。

警固断層帯南東部の特性

- ・断層長さ 約27km
- ・断層のタイプ 左横ずれ断層
- ・過去の活動時期 約4,300～3,400年前
約8,900～7,400年前
- ・平均活動間隔 約3,100～5,500年
- ・地震の規模 マグニチュード7.2
- ・地震発生確率（今後30年以内）0.3～6%



3. 改正の概要

現行の建築基準法は、極めて希に発生する大地震（震度6強以上の揺れ）に対して人命保護の観点から、「建築物が倒壊・崩壊しない」耐震性能を求めており、昭和56年以降の新耐震基準による建築物は、震度6強以上の揺れの大地震に対して、最低限の耐震性能は有しています。

しかしながら、警固断層帯南東部に起因した地震が発生した場合、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）など過去の地震の被害状況からみて、極めて低い確率ではありますが、新耐震基準の建築物の倒壊等の可能性を否定できません。また、警固断層帯南東部は福岡市の都市機能が集積している都心部を縦断しています。

このため、①倒壊等による人的被害の可能性を極小化する。②本市の都心機能の保全を図る。以上2つの観点から、長期的な視点にたって、一定の区域において、条例制定後、新築、改築される一定規模以上の建築物について、耐震性能を強化（上乘せ）することにより、建築物の安全性を高め、かつ、都心機能の保全を図っていきます。

4. 改正の内容

(1) 大地震時における設計地震力を上乘せする区域の設定（第6条の2第1項）

別表1（別図1参照）

（根拠）

- ①揺れやすさマップ（別図2）で計測震度6.4（震度6強で一番強い震度）が大半（75%以上）を占める区域
- ②警固断層帯南東部直上の区域
- ③土地が高度利用されている区域（容積率600%以上）

(2) 対象建築物及び設計地震力の上乗せ基準の設定（第6条の2第1項）

高さが20メートルを超える建築物で、次に定める構造計算を行う場合は、現在の地域係数（Z）を、その数値に1.25を乗じたもの（ $Z=1.0$ ）とするよう努めなければならない。

①施行令第81条第1項の規定により適用される構造計算

- ・時刻歴応答解析（高さが60メートルを超える建築物）

②施行令第81条第2項第1号イ、ロ又は同項第2号ロに規定される構造計算

- ・必要保有水平耐力計算・限界耐力計算・エネルギー法

（参考）地域係数（Z）

福岡＝0.8

大地震が起こる可能性が高い地域（関東、東南海地域等）＝1.0

(3) 建築計画概要書への記載の義務づけ（第6条の2第2項）

建築計画概要書に対象建築物であるかどうかを記載し、1.25を乗じた場合その旨記載させる。

(4) 新築・改築する場合のみに適用（6条の2第3項）

建築物を新たに新築・改築する場合に適用するもので、既存建築物の増築、大規模の修繕、用途変更などには適用しない。

【条例第6条の2抜粋】

（中高層の建築物の構造耐力）

第6条の2 別表第1に掲げる区域においては、高さが20メートルを超える建築物について次に掲げる構造計算を行う場合は、施行令第88条第1項に規定する国土交通大臣が定める数値に替えて、当該数値に1.25を乗じて得た数値を用いるよう努めなければならない。

(1) 施行令第81条第1項に規定する基準に係る構造計算

(2) 施行令第81条第2項第1号イ若しくはロ又は同項第2号ロに規定する構造計算

2 前項に規定する場合においては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第3号様式による建築計画概要書に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 前項の規定による構造計算を行うよう努めるべき建築物であること。

(2) 前項の規定による構造計算を行った場合は、その旨

3 法第3条第2項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物の部分(第37条において「建築物等」という。)について増築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更をする場合は、前2項の規定は、適用しない。

別表 1

区名	区 域
東 区	西戸崎一丁目，西戸崎二丁目，西戸崎三丁目，西戸崎四丁目，西戸崎五丁目，西戸崎六丁目
博多区	冷泉町，神屋町，築港本町，対馬小路，古門戸町，須崎町，中洲中島町，中洲一丁目，中洲二丁目，中洲三丁目，中洲四丁目，中洲五丁目，博多駅中央街，博多駅前二丁目，博多駅前三丁目，住吉一丁目，住吉二丁目，寿町一丁目，寿町二丁目，相生町一丁目，相生町二丁目，相生町三丁目，南本町一丁目，南本町二丁目
中央区	西中洲，春吉一丁目，春吉二丁目，春吉三丁目，渡辺通一丁目，渡辺通二丁目，渡辺通三丁目，渡辺通四丁目，渡辺通五丁目，天神一丁目，天神二丁目，天神三丁目，天神四丁目，天神五丁目，大名一丁目，大名二丁目，今泉一丁目，今泉二丁目，警固一丁目，薬院一丁目，薬院三丁目，清川一丁目，清川二丁目，清川三丁目，高砂一丁目，高砂二丁目，白金一丁目，白金二丁目，大宮一丁目，大宮二丁目，那の川二丁目（1番から4番までを除く。），平尾一丁目，平尾二丁目，那の津一丁目，那の津二丁目，那の津三丁目，那の津四丁目，那の津五丁目，荒津一丁目，荒津二丁目，長浜一丁目，長浜二丁目，長浜三丁目，港一丁目，港三丁目，舞鶴一丁目，舞鶴二丁目，舞鶴三丁目，赤坂一丁目
南 区	那の川二丁目（1番から4番まで），大橋一丁目，大橋二丁目，大橋三丁目，井尻一丁目，横手一丁目，横手二丁目，横手南町，高宮一丁目，高宮二丁目，高宮三丁目，高宮五丁目，向野一丁目，向野二丁目，野間一丁目

5. 施行期日

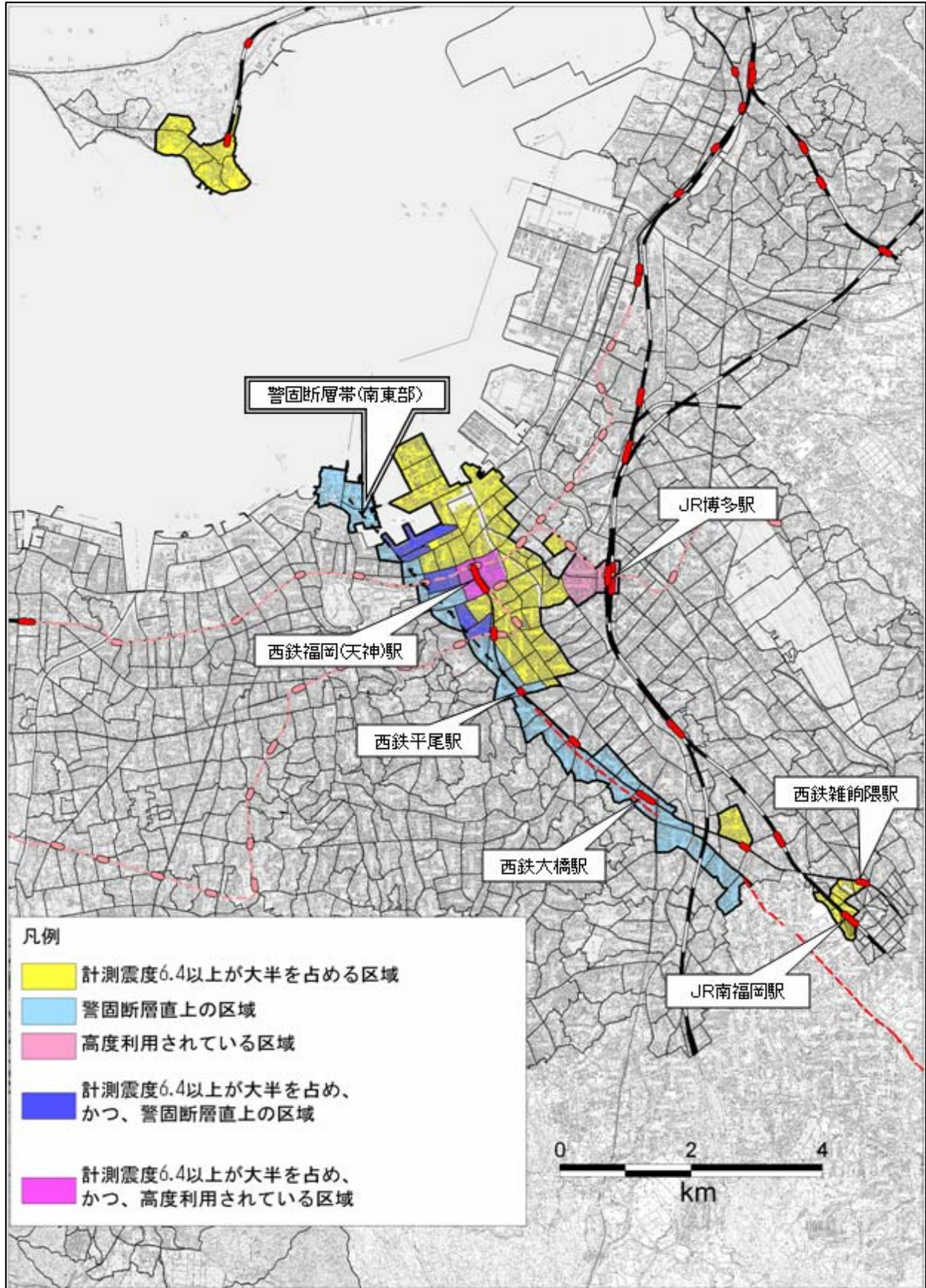
平成20年10月1日

★問い合わせ先

福岡市住宅都市局建築指導部 建築物安全推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

第6条の2第1項の別表1の対象区域



【警固断層位置出典】: 土地条件図(国土地理院) - - - - - 推定断層(地下) - - - - - 断層(位置やや不明確)

揺れやすさマップ

【警固断層南東部(陸域)が揺れた場合の震度予測】

